

# 岸根杉山神社奉賛会会則

(名 称)

第1条 本会は、杉山神社奉賛会とする。

(目 的)

第2条 本会は、敬神の念を有する会員相互の親睦を図り、杉山神社の維持管理及び祭事の執行を主な目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、岸根町内(会員)及び近隣町内(賛助会員)に居住し、並びに事業を営む者(事業者会員)で本会の目的に賛同するもので構成する。

ただし、入会脱退は、自由とし、その旨会長に届け出るものとする。

(所在地)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(会 費)

第5条 本会は、会員等よりの会費と篤志の寄付金を以って充て、会費は、会員及び賛助会員が年額 1,000 円、事業を営む者(事業者会員)が年額一口 2,000 円以上とし、会計年度は 2 月 1 日に始まり 1 月 31 日に終わるものとする。

(役員等)

第6条 本会の役員、並びに世話人は、次の通りとする。

1 会 長	1 名	4 監 事	2 名
2 副会長	3 名以内	5 世話人	若干名
3 会 計	1 名		

(役員を選出)

第7条 本会の会長、副会長、会計、監事は、世話人を含めた役員会（以下合同役員会という）で互選する。

ただし、合同役員会において一般会員の中から適任者の推薦があった場合には、本人の了承を得て、選任することもできる。

(世話人の選出)

第8条 世話人は、各組の会員の推薦により選出する。

(任 期)

第9条 役員並びに世話人の任期は、それぞれ 2 年とし再選を妨げない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。ただし、1 名までとする。

(会 議)

第11条 会議は、総会、役員会、合同役員会とし、随時、会長がこれを召集する。

総会は年 1 回以上とし、総会の議決は出席者の過半数を以って決定する。

(未決事項)

第12条 本会則に定めのない事項は、総会又は合同役員会において審議のうえ決定する。

付 則 本会則は、昭和 57 年 2 月 8 日より実施する。

改 定 平成 16 年 2 月 22 日 (第 7 条「役員を選出」、第 8 条「顧 問」等)

改 定 平成 26 年 3 月 30 日 (第 7 条「役員を選出」)

改 定 平成 28 年 3 月 19 日 (第 6 条「役員等」)

改 定 平成 30 年 3 月 25 日 (第 3 条「構 成」、第 5 条「会 費」)